

# 水戸市不妊治療費助成事業のご案内

令和3年6月



みとちゃん

◆この掲載内容は基本情報ですので、申請手続き・助成内容は水戸市保健所 地域保健課へ必ずご相談ください。

## ◆対象となる治療

体外受精又は顕微授精（これらの治療の過程で行う精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）も含む）

- ※各都道府県・指定都市・中核市が指定した医療機関において実施した保険適用外の治療が対象です。（水戸市指定医療機関は裏面参照）
- ※卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合は、助成の対象になりません。
- ※採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでも助成の対象になります。
- ※治療終了日から起算して60日以内もしくは治療終了日の属する年度の末日のいずれか早い日までに申請してください。

「治療が終了した日」とは、妊娠判定日または医師の判断により治療を終了した日（医師が受診等証明書に記載した治療期間の末日）となります。

## ◆対象者 次の全ての要件に該当している方が対象です。

- 治療開始時に法律上の婚姻をしているご夫婦または事実婚関係であり、治療の結果出生した子を認知する意向のある夫婦
- 夫又は妻のいずれか一方が水戸市に住所を有すること
- 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること

新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期している以下の対象の方は経過措置があります。（妻の年齢は令和2年3月31日時点）

- 妻の年齢が42歳の場合、助成を受ける治療期間の初日の妻の年齢が44歳の誕生日前日まで対象となります。
  - 妻の年齢が39歳の場合、初めて助成を受ける治療期間の初日の妻の年齢が41歳未満の場合助成回数6回となります。
- （上記●で法律上の婚姻をしているご夫婦で所得制限（夫婦合算730万円未満）である場合）

## ◆助成を受けられる回数

初回申請の治療開始日における妻の年齢が 39歳までの方 … 6回まで  
40歳～42歳の方 … 3回まで

- ※助成回数は、茨城県や他の都道府県・指定都市・中核市で受けた助成も通算されます。
- ※平成27年までに通算の助成回数が5年に達したときは助成対象になりません。ただし、出産に伴う回数リセットについては該当する場合があります。

※本助成を受けた後に出産した場合（12週以降の死産の場合も含む）は、これまで受けた助成回数をリセットすることが出来ます。出産後初めて申請する治療開始時点の妻の年齢により回数が決まります。リセットには住民票と戸籍謄本、死産届等で出生の確認が必要です。

## ◆助成限度額 1回の治療につき、以下の金額を限度に助成します。

治療ステージ（下記表参照）	国制度（国・市半々）	市上乗せ	合計額
① A, B, D, E の場合	30万円 まで	5万円 まで	35万円 まで
② C, F の場合	10万円 まで	2.5万円 まで	12.5万円 まで
③体外受精又は顕微授精の治療の一環として男性不妊治療（精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術）を行った場合（治療ステージCを除く）	30万円 まで	5万円 まで	35万円 まで

※「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、採卵、採精、受精、胚移植を経て、妊娠の確認検査まで（または医師の判断によりやむを得ず治療を終了したときまでの過程を指します。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなします。

## ＜体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲＞

治療内容	採卵まで				採精（夫）	受精 （顕微授精・培養） （前培養・媒精）	胚移植					助成対象範囲	
	う場合もあり） （自然周期で行う場合もあり）	（点鼻薬） （自然周期で行う場合もあり）	（注射） （自然周期で行う場合もあり）	薬品投与			新鮮胚移植		凍結胚移植				
							胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	（自然周期で行う場合もあり）	薬品投与		胚移植
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日	
A 新鮮胚移植を実施													助成対象
B 凍結胚移植を実施*													助成対象
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施													助成対象
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了 受精できず													助成対象
E または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													助成対象
F 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止													対象外
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止													対象外

\* B: 採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

\* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象とします。

## ◆申請手続き



※1回の治療毎に、その治療が終了してから申請して下さい。  
※申請前に必ず市保健所へご相談下さい。

### 申請期限

### 備考

1回の治療の終了毎に、その治療が終了した日から起算して（治療終了日を含む）

**60日以内または年度の末日のどちらか早い日**

申請期限を過ぎた申請は受理できません。  
やむを得ない理由により申請期限以内に申請ができない場合は、申請期限内に水戸市保健所までご相談下さい。

◆申請に必要な書類等 ※水戸市の様式でご記入ください。 ※要件が確認出来ない場合は、下記以外の書類が必要になる場合があります。

1	不妊治療費補助金交付申請書(様式第1号)(ご夫婦で記入)
2	不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号) … 特定不妊治療分 不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号の2) … 男性不妊治療を実施した場合 ※ 指定医療機関に作成を依頼してください。 ※ 指定医療機関が他院に依頼し実施した治療・投薬等の治療費についても他院分の領収書を持参し、合算額を記載してもらってください。
3	治療費の領収書・明細書(受診等証明書に記載された治療期間内の保険外診療分すべて) ※ 必ず領収書の原本及び原本のコピーをお持ちください。(原本は確認後返しします。) ※ 医療機関発行の明細書も添付してください。(発行されている場合) ※ 受精胚等の管理料(保管料)、入院室料、食事代、文書料、サプリメント等は助成対象外です。 ※ 指定医療機関が他院に依頼して行った治療・投薬があった場合は、その領収書や明細書も添付してください。
4	世帯全員の住民票(発行から3か月以内で、マイナンバーの記載のないもの) ※ ご夫婦それぞれの「続柄」、「戸籍筆頭者」の表示を省略しないもの。 ※ 住民票の記載内容により、ご夫婦の婚姻関係が確認できない場合は、戸籍謄本も必要です。(ご夫婦の住所が異なる場合など) ※ 夫婦ともに水戸市に住所を有しており、申請書にて、住民記録情報を閲覧されることに同意する場合は、提出を省略することができます。
5	代表申請者の振込先金融機関名及び口座番号が分かるもの(振込でのお支払いとなります。)
6	戸籍謄本(新規申請(通算1回目)の方、事実婚関係の方、回数リセットに該当する方、住民票で婚姻確認が出来ない方) (発行から3ヶ月以内のもの) ※ 治療開始日に夫婦の婚姻関係があったことの確認、重婚がないことの確認、出産の事実の確認のため、提出が必要となります。
7	夫及び妻の市町村県民税課税証明書 各1通(コロナウイルス感染防止の観点の経過措置対象者のみ) ※ 所得額及び各控除額の記載がある課税証明書 申請日によって提出いただく課税証明書が異なりますのでご確認ください。 ※ 所得がない場合や非課税の場合でも、夫妻それぞれの証明書が必要です。(非課税証明書の場合もあります) ※ 申請書にて住民記録情報を閲覧されることに同意する場合は、提出を省略することができます。(水戸市に税情報がある場合に限る)
8	不妊治療費補助金交付申請に係る確認書(別紙6) ※該当者のみ ※ 新規申請(通算1回目)で、婚姻日から本申請日までに水戸市外に住民票を有する場合 ※ 夫婦の一方が水戸市外に住民票を有する場合 ※ 直近の同補助金交付以降に水戸市外へ転出歴がある場合
9	事実婚関係に関する申立書(別紙7) ※該当者のみ

<書類の取得方法>  
1, 2, 8, 9 ……市保健所  
市ホームページ  
4, 7 ……お住まいの市町村  
6 ……本籍地のある市町村

◆水戸市指定医療機関一覧 (令和3(2021)年6月4日現在)

	医療機関名	電話番号	所在地	A	B	C
1	石渡産婦人科病院	029-221-2553	水戸市上水戸1-4-21	●	●	
2	おおぬきARTクリニック水戸	029-231-1124	水戸市三の丸3-11-1	●	●	
3	中央泌尿器科クリニック	029-232-0405	水戸市青柳町4052-6			●

A: 体外受精の臨床実施  
B: 顕微授精の臨床実施  
C: 手術による精子採取の臨床実施

◆茨城県指定医療機関一覧 (令和3(2021)年4月1日現在、所在地行政順)

	医療機関名	電話番号	所在地	A	B	C
1	福地レディースクリニック	0294-27-7521	日立市鹿島町2-17-4	●	●	
2	いがらしクリニック	0297-62-0936	龍ヶ崎市4659-3	●	●	
3	根本産婦人科医院	0296-77-0431	笠間市八雲1-4-21	●	●	
4	筑波大学附属病院	029-853-3900	つくば市天久保2-1-1	●	●	●
5	筑波学園病院産婦人科	029-836-1355	つくば市上横場2573-1	●	●	●
6	つくばARTクリニック	029-863-6111	つくば市竹園1-6-1つくば三井ビル4階	●	●	
7	つくば木場公園クリニック	029-836-4123	つくば市松野木101-6	●	●	
8	遠藤産婦人科医院	0296-20-1000	筑西市中館130-1	●	●	
9	小高医院	0299-58-3185	小美玉市田木谷169-3	●	●	

医療機関の所在地の都道府県、指定都市及び中核市で本事業の指定医療機関とされている場合は、助成対象となります。  
県外の指定医療機関をお調べになりたい場合は、水戸市ホームページをご覧ください。

◆不妊に関する相談窓口(茨城県不妊専門相談センター)

不妊や不育症で悩んでいる方のための専門の相談センターです。不妊治療専門の産婦人科・泌尿器科医・カウンセラー・助産師が、無料で相談をお受けしています。県内2か所(県央地区・県南地区)で個別面接相談、県央地区でグループミーティング(おしゃべり会)を実施しています。平日夜間や休日に完全予約制で開設していますので、詳細についてはお問い合わせ下さい。

▼相談予約受付・お問い合わせ先 茨城県産婦人科医会 電話 029-241-1130 (月～金曜日 午前9時～午後3時)

◆水戸市ホームページをご覧ください

水戸市ホームページでは、申請書のダウンロードや助成申請に関するご案内、国の制度改正等の情報を掲載しております。

不妊治療費 助成 水戸市

◆相談・申請窓口

ご夫婦で住所が異なる場合には、代表申請者の住所地を管轄する保健所に申請してください。  
水戸市保健所 地域保健課 電話:029-243-7311 住所:〒310-0852 水戸市笠原町 993-13

変更になる場合がありますので、申請前に担当へお問合せいただくか、水戸市ホームページをご確認ください。